

「臨時福祉給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。申請期間内に申請していただくようお願いいたします。

支給要件

■ 支給対象者

次の要件を満たす方

- ①基準日（平成26年1月1日）に北相木村に住民登録がされている方
- ②平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族は除く）

※ 前年度所得が未申告の方で、前年度所得がある方は、まず前年度所得を申告して下さい。その後、支給対象の要件を満たすか審査いたします。場合によっては所得税・住民税を納めていただくこととなります。

■ 支給額

支給対象者1人につき **10,000円**

支給対象者の中で下記に該当する方は **5,000円** を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請方法

申請方法は次のとおりです。

- **申請先** : 北相木村役場住民福祉課「臨時福祉給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が北相木村にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成26年7月7日（月）～ 9月30日（火）
- **提出書類** : **申請書** （同封の返信用封筒により郵送していただくか、住民福祉課までご持参ください。）

**※ 記入例を見ながら、必要事項を漏れなく記入して下さい。
なお、裏面の誓約・同意事項も必ずお読みください。**

給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。口座をお持ちでない方はご相談ください。

<問い合わせ先> 北相木村役場 住民福祉課「臨時福祉給付金」窓口
電話：0267-77-2111